

京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第7条第2項の研究データの保存、開示等について定める件

平成27年 7月30日

研究担当理事裁定制定

【教職員等の責務】

- 1 教職員等（京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程（平成26年達示第59号。以下「規程」という。）第2条第1項の「本学の役員、教職員、学生等で、本学において研究活動を行うすべての者」をいう。）は、研究データ（発表された研究成果（以下「当該論文等」という。）の根拠となる研究資料等（文書、数値データ、画像等をいう。）をいう。）の保存にあたっては、第6項の規定により監督者等が保存計画において定める保存期間、開示承合及び検証が可能な形で保存するとともに、改変してはならない。
- 2 教職員等は、当該論文等に疑義が呈された場合その他必要に応じて保存する研究データを開示しなければならない。
- 3 前2項は、教職員等が退職、卒業、修了等により本学において研究活動を行わなくなった場合も同様とする。
- 4 教職員等は、自身が退職、卒業、修了等により本学において研究活動を行わなくなったときは、本学による研究データの追跡が可能となるように、当該研究データに係る保存計画を作成した監督者等に当該研究データの所在を報告しなければならない。ただし、自身が監督者等である場合又は監督者等がない場合は、当該部局の研究公正部局責任者又は研究公正部局責任者が指名する者に報告しなければならない。

【監督者等の責務】

- 5 監督者等（規程第5条第1項の「教職員等を監督又は指導する地位にある者」をいう。）は、当該監督又は指導する教職員等に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導等を行うにあたっては、研究データの保存について適切に指導又は教育するものとする。
- 6 監督者等は、研究データの保存期間を含む保存計画（以下「保存計画」という。）を作成し、当該監督又は指導する教職員等に提示するとともに、研究データを適切に保存するための環境を整備するものとする。なお、特段の事情がある場合を除き、保存計画

により定める保存期間は、当該論文等の発表後少なくとも10年とし、これを下回って定めてはならない。

- 7 第5項の指導等を行うにあたっては、監督者等は、教職員等に前項で定める保存期間を遵守することについて指導等するとともに、当該保存期間を超えても可能な限り長期間研究データを保存し、当該論文等についての説明責任を果たすことが求められることを併せて指導等する。
- 8 監督者等は、保存計画を定めるにあたっては、国又は学会等の学術団体が示す基準を踏まえて、研究分野の特性等を鑑みて定めるものとする。
- 9 監督者等は、特段の事情があることにより10年に満たない保存期間を定めた場合は、その旨を当該部局の研究公正部局責任者に報告するものとする。この場合において、当該保存計画に従って保存された研究データに関連する研究不正の通報がある場合は、監督者等が保存計画についての説明責任を負うものとする。

【研究公正部局責任者の責務】

- 10 研究公正部局責任者は、当該部局における研究データの保存方法、その管理等の方針及び保存計画の取扱いを定め、当該部局の教職員等に周知するとともに、研究データの保存に関する教育を行わなければならない。

【その他】

- 11 この件に定めるもののほか、個人情報等の遵守すべき法令等があるもの又は倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの法令等によるものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて外部機関との契約等がある場合には、それらの契約等によるものとする。

附 則

- 1 この件は、平成27年9月1日から実施し、実施の際現に存する研究データから適用する。
- 2 研究公正部局責任者及び監督者等は、研究データの保存方法、その管理等の方針及び保存計画の取扱い並びに保存計画を平成27年度中に定めるものとする。なお、教職員等は、研究データの保存方法、その管理等の方針及び保存計画の取扱い並びに保存計画が定められるまでの間研究データを破棄してはならない。